

汚染土壌処理業の合併の承認の審査基準

第1 根拠法令

土壌汚染対策法第22条第3項、第27条の3第1項、第27条の3第2項
汚染土壌処理業に関する省令

汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について（平成31年
3月1日付け環水大土発第1903018号 環境省水・大気環境局土壌環境課長
通知）

第2 審査基準

- 1 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第22条第3項の基準に適合すること。
- 2 汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号。以下「省令」という。）第4条第2号ハに定める汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理の事業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有するための基準は次のとおりとする。
 - (1) 直前の決算期において、債務超過でないこと。
 - (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続が開始されていないこと。
 - (3) 法人税の滞納・未納がないこと。
 - (4) 省令第13条各号に掲げる廃止時の措置に要する費用の経理的基礎が、次のアからウのいずれかにより講じられていること。
 - ア 直近の貸借対照表で示されている流動資産の総額
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に係る埋立処理施設であって、同法第15条の2の3において準用する同法第8条の5第1項に規定する維持管理積立金の用途及び目的と重なり合う費用の限度において、当該維持管理積立金によって積み立てられていると認められる費用
 - ウ 保険によって、イの維持管理積立金と同等程度に廃止時の措置義務を講ずるに足りる費用が担保されている。
 - (5) 営業実績が3年以上ある法人の場合
 - ア 次の(イ)又は(イ)のいずれかに該当すること。
 - (イ) 直前3年の決算期の経常利益の平均値がプラスとなっている。
 - (イ) 直前の決算期において、経常利益が計上されている。

イ 前のアに該当する者は、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合、収支計画書に基づく経営診断書（今後5年間の事業に係る収支計画書に基づいて中小企業診断士が作成した経営診断書をいう。以下同じ。）を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

(ア) 次のa又はbに該当し、かつ、直前の決算期において、自己資本比率が0以上1割未満である。

a 直前3年の決算期の経常利益の平均値がマイナスとなっている。

b 直前の決算期において、経常利益が計上されていない。

(イ) 直前3年の決算期の経常利益の平均値がマイナスであり、かつ、直前の決算期において経常利益が計上されておらず、かつ、直前の決算期において自己資本比率が1割以上である場合で、次のa又はbに該当する。

a 経常損益において直前2期（直前期の1期前期。以下同じ。）の黒字から直前期に赤字に転落している場合で、経常損益の伸率（（直前期経常損失額－直前2期経常利益額）／直前2期経常利益額）がマイナス200パーセントを下回る。

b 経常損益において直前2期、直前期とも赤字の場合で、経常損益の伸率（（直前期経常損失額－直前2期経常損失額）／直前2期経常損失額）が100パーセントを上回る。

(6) 営業実績が3年未満の法人の場合

収支計画書に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

(7) (1) から(6) に定めるほか、経理的基礎の有無を判断するに足りる相当な理由がある場合は、この限りではない。

第3 標準処理期間

70日とする。